

公募要領

1. 業務名

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』における女性特有の健康課題を主軸とした健康経営コンサルティングサービス立案及び試行支援・検証業務

2. 業務の目的、概要

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）サブ課題 C1「地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発」（実施期間：令和5年6月30日から令和10年3月31日）は、妊婦・子育て女性については育児負担や社会的要因に起因する健康課題、働く女性については企業の理解不足や制度の未整備に起因する健康課題に対し、DXを活用した子育て伴走型支援（MOM UP PARK）及び女性特有の健康課題を主軸とした健康経営モデルを開発及び社会実装に向けた研究開発を実施している。

これまでの研究開発から、これらのサービスは単に提供するだけでは十分な利用につながらず、企業側の理解不足や運用体制の不備、従業員の行動変容の難しさなど、社会実装に向けた複数の課題が存在することが明らかになっている。特に企業内の組織風土が健康課題への理解や支援行動の促進に大きく影響することが確認されており、組織風土の改善は健康経営モデルの定着に不可欠な要素である。そのため、本研究開発では、当事者の自律的な健康行動の促進（自律性向上の社会技術）に加え、地域や職場における非当事者の理解促進及び当事者を支える環境の創出（寛容性向上の社会技術）を含めたパッケージとして社会実装することを推進している。

本業務は、(1)企業経営層の理解不足、(2)現場での運用ノウハウの欠如、(3)企業ごとの課題の把握不足といった課題を解決することによって、女性特有の健康課題を主軸とした健康経営モデルの社会実装を促進する。そのために、まず①中小企業の経営層向けコンサルティングサービス及び職員向け支援メニューの内容を立案し、次いで②実際の導入・運用を想定した試行支援業務を通じてその有効性を検証・改善し、最終的に③これらの試行結果及びヒアリング調査を踏まえ、①で立案し、②で改善したコンサルティングサービスを全国展開に向けた標準的なモデルケースとして統合・設計するものである。これらの業務を専門的知識及び現場での知見を有する事業者へ委託するものである。

3. 業務内容

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』における女性特有の健康課題を主軸とした健康経営コンサルティングサービス立案及び試行支援・検証業務（詳細は仕様書のとおり）

4. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第 46 条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程第 47 条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和 8 年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること。
- (4) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 国、大学又は研究機関等から受託した中小企業向けコンサルティング業務の実績を、過去 2 年以内に 1 件以有すること。

5. 参加表明書の提出

参加表明書の提出は不要とする。

6. 仕様書の交付並びに企画提案書の提出方法等

- (1) 仕様書等関係書類交付方法
仕様書等関係書類は、本公募要領に添付する。
- (2) 企画提案書の提出場所
〒305-8577 茨城県つくば市天王台一丁目 1 番 1
国立大学法人筑波大学財務部契約課契約第三担当
TEL : 029-853-2133 FAX : 029-853-2332
E-mail : otake.runa.en @un. tsukuba. ac. jp
- (3) 説明会の開催日時及び開催場所
本件は、仕様書等関係書類の交付をもって当該説明を省略する。
- (4) 質問事項の受付・回答
〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1
国立大学法人筑波大学 松島みどり研究室（3K420 室）
TEL : 029-853-6299 E-mail : matsushima.midori.gb@u.tsukuba.ac.jp
質問受付期限： 令和 8 年 7 月 28 日 12 時 00 分まで
質問への回答は令和 8 年 8 月 3 日 15 時 00 分までに行う。
質問は E-mail で受付・送付・回答を行う。送信件名は次のとおりとすること。
送信件名：【質問】健康経営コンサルサーサービス立案及び試行支援・検証業務
- (5) 企画提案書の提出方法
以下の資料を企画提案書として持参又は郵送等により提出すること。
なお、郵送等の場合は、配達証明又は到着日時の記録が残るものを使用すること。
企画提案申請書（様式 1）・・・正 1 部、写 5 部、電子データ（CD-R 等）
以下の資料を添付すること
① 令和 8 年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書（全省庁統一資格又は国立

大学法人筑波大学の競争参加資格)の写し

- ② 会社等組織の概要が分かる資料(要覧、会社案内パンフレット、定款等)
- ③ 過去2年間における、国、大学又は研究機関等から受託した中小企業向けコンサルティング業務の活動実績(当該活動が契約に基づいて行われたものである場合は、その相手方、件名、契約日、契約金額等が記載されている書類(契約書・仕様書等)も提出すること)
- ④ 企画提案書(提案内容は仕様書を基に提案すること)
- ⑤ 当業務全体に係る実施計画(業務途中での計画変更に対する対応の記載を含む)及び実施体制(人員配置等)
- ⑥ 報告書の構成案(記載事項案及び分量等を明記)
- ⑦ 概算見積書(積算内訳を含む)
- ⑧ 審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合は、その写し
- ⑨ 再委託承諾申請書(様式2)

※業務の全部又はその主たる部分を再委託する場合は、以下の「再委託に関する取扱い」を参照し作成すること。

再委託に関する取扱い

URL <https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

(6) 企画提案書の作成方法等

- ① A4 縦の用紙に横書きとする。ただし、図表等については、必要に応じ A4 横又は A3 版の折り込みも可とする。
- ② 書類は、日本語及び日本国通貨を用いて作成すること。
- ③ 書類の作成及び提出に係る費用は、選定結果に関わらず企画提案者の負担とする。また、提出された企画提案書は返却しない。
- ④ 企画提案の内容については、他の企画・提案等からの引用及び転載等を禁止する。

(7) 企画提案書の提出期限

提出期限：令和8年8月17日 16時00分 必着

上記(2)に示す住所に郵送等で送付すること。

(8) 企画提案書の無効

- ① 企画競争に参加する者に必要な資格のない者の企画提案書
- ② 書類の不備等、記載すべき事項が記載されていない企画提案書
- ③ 提出期限までに提出されなかった企画提案書
- ④ 仕様書に記載した全ての業務内容について提案されていない企画提案書

7. 業務期間、業務規模(予算)及び採択数

業務期間：契約締結の日から令和9年3月19日まで

業務規模：1,000万円以下(消費税及び地方消費税を除く。)

採択数：1件

8. ヒアリングの実施について

提出された一部又は全部の企画提案書に対するヒアリングを実施する場合がある。実施する場合の日程は対象者に別途通知する。

9. 契約者の決定及び契約等について

- (1) 応募者が提出する企画提案書の評価を行うため、学内に選考委員会を設置し、審査基準に基づき審査を行い、業務を遂行するために最も優れた企画提案書を提出した応募者を契約予定者として選定する。なお、審査会において必要があると認めるときは、企画提案書の補足説明資料の提出等を求めるものとする。
- (2) 契約予定者選定後は、遅滞無く企画提案書を提出した全ての者に対して、企画提案書の採用の是非を通知する。
- (3) 契約書の作成の要否 要。
- (4) 選考の結果、契約予定者と企画提案書を基に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については企画提案書の内容を勘案して決定するので、企画提案者の提示する金額と必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には契約締結を行わない場合もある。

10. スケジュール

- (1) 公募公告期間：令和8年7月22日～令和8年8月17日
- (2) 質問等の受付期限：令和8年7月28日 12時00分
- (3) 質問等の回答期限：令和8年8月3日 15時00分
- (4) 企画提案書の提出期限：令和8年8月17日 16時00分 必着
- (5) 審査：令和8年8月18日～令和8年8月25日（ヒアリングを実施する場合の日程は対象者に別途通知する）
- (6) 選考終了：令和8年8月25日予定
- (7) 契約締結：令和8年9月下旬予定
- (8) 契約期間：契約締結の日から令和9年3月19日まで

11. その他

- (1) 事業実施に当たっては、契約書及び企画提案書等を遵守すること。また、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など企画提案書に記載した事項について、認定の取消などによって記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (2) 決定した企画内容等については、発注者の意見により、変更を求めることがある。

様式 1

受付番号 ※	
-----------	--

筑波大学記入欄（申請者記入不要）

国立大学法人筑波大学 御中

商号又は名称	:	
代表者職名	:	
代表者氏名	:	印

「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』における女性特有の健康課題を主軸とした健康経営コンサルティングサービス立案及び試行支援・検証業務」について、当団体は公募要領記載の参加資格を満たしており、下記のとおり企画提案書を提出いたします。

記

「戦略的イノベーション創造プログラム(SIP)サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』における女性特有の健康課題を主軸とした健康経営コンサルティングサービス立案及び試行支援・検証業務」に関する

企画提案申請書

1. 申請者に関する事項				
ふりがな				
商号又は名称				
代 表 者 役 職・氏 名	役 職 名		印又は 署名	
	ふりがな			
	氏 名			
所 在 地	(〒)			

2. 添付書類

- ① 令和 8 年度に係る一般競争参加資格審査結果通知書の写し
- ② 会社等組織の概要が分かる資料
- ③ 過去 2 年間における、国、大学又は研究機関等から受託した中小企業向けコンサルティング業務の活動実績
- ④ 企画提案書(提案内容は仕様書を基に提案すること)
- ⑤ 当業務全体に係る実施計画及び実施体制(人員配置等)
- ⑥ 報告書の構成案(記載事項案及び分量等を明記)
- ⑦ 概算見積書
- ⑧ 「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知の写し

※添付書類については、必用に応じ追加・修正すること。

◎事務連絡担当者に関する事項

(提案書の内容について、筑波大学から問い合わせることがあるので、実際に筑波大学との連絡窓口となる担当者について記載すること。)

(ふ り が な)	
担 当 者 氏 名	
所 属 部 署 名	
役 職 名	
電 話 番 号 (内 線 番 号)	
F A X 番 号	
E - m a i l	
書 類 等 送 付 先 (団体所在地と異なる場合に記載)	

以上

再委託承諾申請書

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学
契約担当役 財務担当副学長 殿

申請者
住 所
名 称
代表者

㊞

「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』における女性特有の健康課題を主軸とした健康経営コンサルティングサービス立案及び試行支援・検証業務」の企画競争に関し、下記のとおり業務の（全部・主たる部分）を再委託いたしたく申請しますので、承認方よろしく願います。

どちらかを○で選択

記

1. 再委託の（変更等）承諾を申請する業務及びその範囲（具体的に記載すること）
2. 再委託の（変更等）承諾を申請する必要性（具体的に記載すること）
3. 再委託の承諾を申請する業務の契約相手先の住所、商号又は名称及び代表者名
住 所：
名 称：
代表者名：
4. 再委託の承諾を申請する業務の契約（予定）金額（総計）
〇〇〇〇〇円（消費税込）
5. 再委託の承諾を申請する業務の契約金額の根拠（該当する箇所に☑すること）
☐ 業務の再委託に際し、当該業務の履行（予定）者から、入札書・見積書を徴収した結果（その「写し」を添付）
☐ 継続的な履行関係が存在する（その証明書（契約書、協定書）の「写し」を添付）
☐ その他（具体的な内容を記載し、その証明書を添付）
6. その他特記事項

以上

審査基準

1. 選定方法

企画提案書に基づき、筑波大学内に設置する企画選考委員会（以下「選考委員会」という。）において、書類選考を実施し、必要に応じてヒアリングも実施する。委員は、提出された企画案ごとに、提案内容の事項ごとについて採点する。また、必要に応じて審査期間中に提案の詳細に関する追加資料の提出を求めることがある。

2. 選考実施日

令和8年8月18日～令和8年8月25日

3. 評価項目

「業務仕様書4. 業務内容」を踏まえ、以下に示す事項ごとに審査基準に基づき提案すること。

＜業務実施主体及び業務内容に関する評価＞

- (1) 国、大学又は研究機関等から受託した中小企業向けコンサルティング業務の実績を、過去2年以内に1件以上有すること。なお、当該実績が無い者の提案は不合格とする。
- (2) 業務内容①～③を実施するための実施体制が具体的かつ適切であること。なお、中小企業向けコンサルティング業務の経験を有するメンバー3名以上で構成された体制である場合は、その点を評価する。
- (3) 業務内容①について、業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。
- (4) 業務内容②について、選定企業の候補とその理由が明確にされているとともに、事業推進の方法、内容等について、企業経営者・実務担当者等とのディスカッションの可能性を含めた実現性・妥当性が認められること。
- (5) 業務内容③について、業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。また、対象が中小企業であるという点について、応募者の強みや特徴を有している場合は示すこと。

＜ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価＞

- (6) ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

4. 評価基準

- (1) 「業務実施主体及び業務内容に関する評価」に係る評価基準

以下の評価基準により5段階評価を行う。

大変優れている＝5点 優れている＝4点 普通＝3点
やや劣っている＝2点 劣っている＝1点

なお、各評価要素の点数には「重要」(3)、「やや重要」(2)、「普通」(1)のウェイトを掛ける。また、上記3. 評価項目「(6)ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、下記「(2)「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準」のとおり点数を付ける。以上を合算したものを企画案ごとの得点とする。

(2)「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」に係る評価基準

以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価する。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づく認定（えるぼし認定企業・プラチナえるぼし認定企業）等

- ・プラチナえるぼし認定（※1）＝2. 7点
- ・えるぼし認定3段階目（※2）＝2. 2点
- ・えるぼし認定2段階目（※2）＝1. 8点
- ・えるぼし認定1段階目（※2）＝1. 1点
- ・行動計画策定済（※3）＝0. 5点

※1 女性活躍推進法第12条の規定に基づく認定

※2 女性活躍推進法第9条の規定に基づく認定

なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。

※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務がない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。

○次世代育成支援対策推進法（次世代法）に基づく認定（くるみん認定企業・トライくるみん認定企業・プラチナくるみん認定企業）

- ・プラチナくるみん（※4）＝2. 7点
- ・くるみん（令和7年4月1日以降の基準）（※5）＝2. 0点
- ・くるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（※6）＝1. 8点
- ・トライくるみん（令和7年4月1日以降の基準）（※7）＝1. 8点
- ・くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準）（※8）＝1. 6点
- ・トライくるみん（令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準）（※9）＝1. 4点
- ・くるみん（平成29年3月31日までの基準）（※10）＝1. 1点
- ・行動計画（令和7年4月1日以後の基準）※3、※11＝0. 5点

※4 次世代法第15条の2の規定に基づく認定

※5 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第146号。以下「令和6年改正省令」という。）による改正後の次世代育成支援対策推進法施行規則（以下「新施行規則」という。）第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定

- ※6 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第1号及び第2号に掲げる基準による認定（ただし、※8及び※10の認定を除く。）
- ※7 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、新施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※8 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第185号。以下「令和3年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は令和3年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和3年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条に掲げる基準による認定（ただし、注10の認定を除く。）
- ※9 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号又は令和6年改正省令附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた令和6年改正省令による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条第1項第3号及び第4号に掲げる基準による認定
- ※10 次世代法第13条の規定に基づく認定のうち、次世代育成支援対策推進法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号。以下「平成29年改正省令」という。）による改正前の次世代育成支援対策推進法施行規則第4条又は平成29年改正省令附則第2条第3項に掲げる基準による認定
- ※11 次世代法第12条の規定に基づく一般事業主行動計画のうち、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和6年法律第42号）による改正後の次世代法第12条第5項の規定に基づき令和7年4月1日以後に策定又は変更を行ったもの

○青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づく認定

・ユースエール認定＝2.0点

○上記に該当する認定等を有しない＝0点

5. 企画提案の決定

選考委員会の各委員が各々評価した結果の合計得点が最も高いものを契約予定者として選定する。なお、企画提案の内容によっては、提案した事業者が1者の場合でも選考委員会の審議により契約予定者とならない可能性もある。

6. 企画内容等の変更

決定した企画内容等については、各委員の意見を適宜企画提案者に伝え、改善を依頼することがある。

評価シート 戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』における女性特有の健康課題を主軸とした健康経営コンサルティングサービス立案及び試行支援・検証業務

整理番号：	申請者の商号又は名称：
-------	-------------

◆評価者氏名：_____

評価項目		評価	ウェイト	得点
1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価				
(1)	国、大学又は研究機関等から受託した中小企業向けコンサルティング業務の実績を、過去2年以内に1件以上有すること。なお、当該実績が無い者の提案は不合格とする。		1	
(2)	業務内容①～③を実施するための実施体制が具体的かつ適切であること。なお、中小企業向けコンサルティング業務の経験を有するメンバー3名以上で構成された体制である場合は、その点を評価する。		3	
(3)	業務内容①について、業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。		2	
(4)	業務内容②について、選定企業の候補とその理由が明確にされているとともに、事業推進の方法、内容等について、企業経営者・実務担当者等とのディスカッションの可能性を含めた実現性・妥当性が認められること。		2	
(5)	業務内容③について、業務の計画が具体的に設定され、事業推進の方法、内容等について実現性・妥当性が認められること。また、対象が中小企業であるという点について、応募者の強みや特徴を有している場合は示すこと。		2	
2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価				
(6)	ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する状況		—	
合 計				

「1. 業務実施主体及び業務内容に関する評価」について、「大変優れている」（5点）、「優れている」（4点）、「普通」（3点）、「やや劣っている」（2点）、「劣っている」（1点）として、評価欄に点数を記入すること。

「2. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」は、審査基準に定める点数を付ける。

仕様書

1. 業務名

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）サブ課題 C1『地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発』における女性特有の健康課題を主軸とした健康経営コンサルティングサービス立案及び試行支援・検証業務

2. 業務の目的、概要

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）サブ課題 C1「地域住民の包摂性向上と妊婦・子育て女性の Well-being 最大化に向けた社会技術の開発」（実施期間：令和 5 年 6 月 30 日から令和 10 年 3 月 31 日）は、妊婦・子育て女性については育児負担や社会的要因に起因する健康課題、働く女性については企業の理解不足や制度の未整備に起因する健康課題に対し、DX を活用した子育て伴走型支援（MOM UP PARK）及び女性特有の健康課題を主軸とした健康経営モデルを開発及び社会実装に向けた研究開発を実施している。

これまでの研究開発から、これらのサービスは単に提供するだけでは十分な利用につながらず、企業側の理解不足や運用体制の不備、従業員の行動変容の難しさなど、社会実装に向けた複数の課題が存在することが明らかになっている。特に企業内の組織風土が健康課題への理解や支援行動の促進に大きく影響することが確認されており、組織風土の改善は健康経営モデルの定着に不可欠な要素である。そのため、本研究開発では、当事者の自律的な健康行動の促進（自律性向上の社会技術）に加え、地域や職場における非当事者の理解促進及び当事者を支える環境の創出（寛容性向上の社会技術）を含めたパッケージとして社会実装することを推進している。

本業務は、(1)企業経営層の理解不足、(2)現場での運用ノウハウの欠如、(3)企業ごとの課題の把握不足といった課題を解決することによって、女性特有の健康課題を主軸とした健康経営モデルの社会実装を促進する。そのために、まず①中小企業の経営層向けコンサルティングサービス及び職員向け支援メニューの内容を立案し、次いで②実際の導入・運用を想定した試行支援業務を通じてその有効性を検証・改善し、最終的に③これらの試行結果及びヒアリング調査を踏まえ、①で立案し、②で改善したコンサルティングサービスを全国展開に向けた標準的なモデルケースとして統合・設計するものである。これらの業務を専門的知識及び現場での知見を有する事業者へ委託するものである。

3. 期間：契約締結日から令和 9 年 3 月 19 日(金)まで

※業務報告書の作成も含め、上記期間内に完了させること

4. 業務内容

① 中小企業向け「健康経営導入コンサルティングサービス」等の内容立案

本業務では、女性特有の健康課題を踏まえた健康経営の導入・定着を支援するため、以下の 3 つの要素を明確に区分しつつ、その内容を具体的に立案すること。

(1) 経営層向けコンサルティングサービスの立案

以下の内容を基本とし、企業の意思決定層に対し、健康経営の導入方針の策定や組織風土改善を支援するためのサービスを立案すること。

・経営者へのヒアリング・組織診断

- ・経営層が目指す組織風土の明確化
- ・経営層向け研修、制度改善支援、アクションプラン策定支援

(2) コンサルティングメニュー（経営層向け施策）の体系化

上記コンサルティングサービスの中核となる具体的施策を体系化し、企業の状況に応じて選択・実施できるようメニューとして整理すること。

メニューの整理にあたっては、以下の指標カテゴリーを基本とすること。なお、必要なものについては追加しても良い。

- ・「経営の考え方・リテラシー」
- ・「組織風土・心理的安全性」
- ・「企業の制度・取り組み」
- ・「女性の健康課題へのリテラシー」
- ・「従業員の心身状態」
- ・「働きがい・生活の満足度」

(3) 職員向け支援メニューの立案

以下の内容を基本とし、従業員の健康リテラシー向上やセルフケア促進を目的とした支援メニューを構築すること。

- ・女性特有の健康課題に関する研修
- ・セルフケア支援プログラム
- ・相談体制の整備

② 立案したコンサルティングサービスの試行支援・検証

- ・最低 6 社以上の中小企業を対象として個別支援企業を選定し、当該企業に対して立案したコンサルティングサービスの試行及び伴走支援を実施すること。

本研究開発では、昨年度から埼玉県を実証フィールドとして継続的に研究を実施していることから、選定企業は埼玉県内に拠点を有する企業とする。それぞれ異なる業種の企業とすること（同業種間での比較も必要なケースも想定されるが、同業種は 2 社までとする。）。

- ・試行にあたっては、伴走支援による企業の変化を把握し、その結果を整理するとともに、その結果を踏まえてコンサルティングサービスの内容を改善すること。また、計測結果については、コンサルティング介入前後の比較分析を行い、介入による変化及び課題事項の改善状況を定量的に評価すること。あわせて、現状把握、改善策の立案・実施、効果検証及び新たな課題の抽出からなる PDCA サイクルの有効性を検証し、その結果を報告書として取りまとめること。なお、取りまとめの際は、企業ごとに記載すること。
- ・コンサルティング実施状況及び企業からの意見等を踏まえ、コンサルティングサービス及び支援手法の改善提案を行うこと。

③ 中小企業における健康経営に係るヒアリング調査及びモデルケース設計

- ・②で選定した中小企業を対象として、健康経営に対する経営者及び従業員の意識、取組状況、実施体制等に関するヒアリング調査を実施し、健康経営推進上の課題及び支援ニーズを整理すること。
- ・中小企業の経営動向及び課題に関する調査、分析を実施するとともに、その結果を踏まえ、今後の健康経営支援サービスの全国展開に向けたモデルケースを設計し、その有効性及び課題を整理すること。

5. 業務遂行

- (1) 本業務の実施にあたっては、関連する法令等、契約書及びこの仕様書を遵守するとともに、本学と協議・調整を行いながら業務を遂行すること。なお、月 1 回以上の

頻度で定例的な協議を行なうこと。

- (2) 上記 4. 業務内容①～③を実施する体制については、中小企業向けコンサルティング業務の経験を有するメンバーを 3 名以上で構成することを基本とする。ただし、提案書等により同等以上の業務遂行能力を有することが確認できる場合は、この限りでない。

6. 応募者に求める要件

- (1) 国、大学又は研究機関等から受託した中小企業向けコンサルティング業務の実績を、過去 2 年以内に 1 件以上有すること。

7. 資料収集

業務に必要な資料及び情報の収集は、受任者が行うものとし、本学は業務の遂行に協力する。また、本学から貸与された資料は一覧表を作成し、業務完了後速やかに本学に返還すること。

8. 業務報告書等

受任者は、令和 9 年 3 月 19 日(金)（最終報告）までに、次の書類等を提出すること。

- (1) 事業実施報告書
- (2) 本業務を通じて作成した資料一式
- (3) 打ち合わせ議事録等
- (4) 上記成果品の電子データ 一式

9. 提出先

〒305-8571 茨城県つくば市天王台 1-1-1
国立大学法人筑波大学 松島みどり研究室 (3K420 室)
E-mail: matsushima.midori.gb@u.tsukuba.ac.jp
電話: 029-853-6299

10. 検収

報告書等は本学の担当者による検収を受けるものとする。

11. 支払い

検収完了後、適法な請求書を受理した日から起算して 40 日以内に支払うものとする。

12. その他

- (1) 業務の実施にあたっては、本学と密に連絡調整の上進めることとし、事前に業務実施体制、実施スケジュールを提出すること。
- (2) 業務委託料には、本業務の実施に必要な一切の経費（旅費交通費等を含む）を含むものとする。
- (3) 秘密保持
 - ① 本学が提供する資料、情報は、本学の許可なく第三者に貸与、公開（公表）しないこと。
 - ② 業務上知り得た情報は、本学の許可なく公開（公表）しないこと。
- (4) 業務遂行に当たって質疑が生じた場合は、質疑事項を文書にして上記 9 に提出すること。
- (5) 本仕様書に定めるもののほか、本業務の実施に必要な事項は、契約当事者間で協議の上、決定するものとする。
- (6) 受任者が第三者の著作物や写真を使用する場合、著作権などの処理については受任

者が責任をもって対応すること。

- (7) 本業務により作成された成果物に係る著作権その他一切の権利は、本学に帰属するものとする。ただし、受任者が従前から保有するノウハウ、テンプレート等を除く。
- (8) 受任者は、本学及び本学が利用を許諾する第三者に対し、成果物について著作人格権を行使しないものとする。
- (9) 受任者が参画企業・従業員から個人情報を取得する際は、利用目的を明示又は通知（公表）すること。心身の状態等の要配慮個人情報を取得する場合は、あらかじめ本人の同意を得ること。
- (10) 本学への成果物（報告書等）には個人が特定できる形での記載を禁止し、統計的处理等により匿名化した形式で提出すること。
- (11) 本契約についての必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

以上